

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
(平成 14 年環境省告示第 37 号)の見直し

1 根拠条文

動物愛護管理法第 7 条第 4 項 (改正法では第 7 項)

2 見直しの必要性

当該基準は、昭和 50 年 7 月に策定された「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」を元にして、平成 14 年 5 月に策定され、平成 18 年 1 月と平成 19 年 1 月に見直しされている。今般の改正法の趣旨や、昨今の飼養状況等を踏まえた所要の見直しが必要である。

3 見直しに当たって考慮すべき点

第 1 一般原則

改正動愛法第 7 条第 4 項に規定された「終生飼養」の考え方を明記する。

第 3 共通基準

1 健康及び安全の保持

虐待の定義について明確化するとともに、改正法第 25 条第 3 項に規定された、多数の動物を飼養又は保管する場合の適正飼養に関する記述の追加を検討する。

7 逸走防止等

改正法附則に販売時のマイクロチップ装着の義務化に向けた記述が盛り込まれたことを踏まえ、マイクロチップの装着に努めることについて記述の追加を検討する。

8 危害防止

特定動物の施設基準や飼養保管基準の見直し等を踏まえた記述の追加を検討する。

9 緊急時対策

東日本大震災等の被災ペット対策の教訓を踏まえた記述の追加を検討する。

第 4 犬の飼養及び保管に関する基準

改正動愛法に規定された終生飼養の努力義務や引取り拒否できる規定、8 週齢規制等を踏まえた記述の追加を検討する。

人に危害を加えるおそれが高い犬の所有者の責務について、事故防止の観点か

ら、より詳細な記述の追加を検討する。特に事故を起こした場合には民事責任や刑事責任を問われる可能性があることについての記述の追加も検討する。

第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

改正動愛法に規定された終生飼養の努力義務や引取り拒否できる規定、8週齢規制等を踏まえた記述の見直し追加を検討する。

所有者の判明しない猫への餌やり等について、記述の追加を検討する。